

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第20条及び第34条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤の理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、常勤の理事が事務局長を兼務する場合、役員報酬は支給しない。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員は無報酬とする。
- 3 役員及び評議員には、役員賞与及び退職金を支給しない。

(定例報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事に支払う報酬は、1人当たり年間300万円以内とし、理事会において決定する。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 この法人は、常勤の理事がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤の理事が、この法人の依頼に応じて業務のために旅行する場合の費用弁償及び通勤に要する交通費としての通勤手当の支給については、職員給与規程による。

(補則)

第7条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

この規則は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。